



Press Release

沖縄労働局発表平成26年5月30日

 沖縄労働局

 担 雇用均等室長 松永涼子

 地方育児・介護 江畑 泉

 休業指導官

 電話 (098) 868-4380

介護休業の取得等に関する相談が増加

― 平成25年度 育児・介護休業法施行状況について ―

沖縄労働局(局長 谷直樹)は、平成25年度における育児・介護休業法の施行状況を とりまとめましたので公表いたします。

【ポイント】

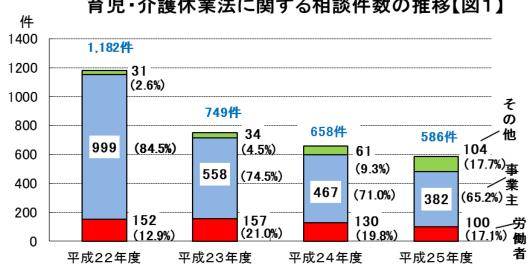
- 育児・介護休業法に関する相談は586件。改正法施行年の平成22年度以降、減少傾向。
- ■「介護休業が取れない」など、介護に関する個別の権利についての相談が19件と、平成 22年度以降最多。
- 育児のための所定労働時間短縮等に関する個別の権利についての相談が増加。
- 144事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち126事業所に対し552件の 是正指導を行った。

|資料1|:沖縄労働局雇用均等室における相談・指導等の状況

沖縄労働局雇用均等室における相談・指導等の状況

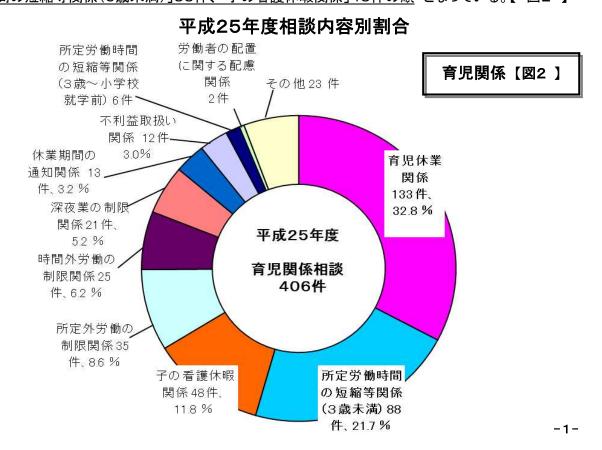
1. 相談状況

- 育児・介護休業法に関する相談は586件で、平成22年度以降、減少傾向。
- 介護休業や介護休暇の取得などの、介護に関する個別具体的な相談が増加。
- 相談者の内訳をみると、事業主からの相談が382件であり、全体の65.2%を占め、平成22年度以 降最も少なくなっている。労働者からの相談は100件(17.1%)であった。【 図1 】

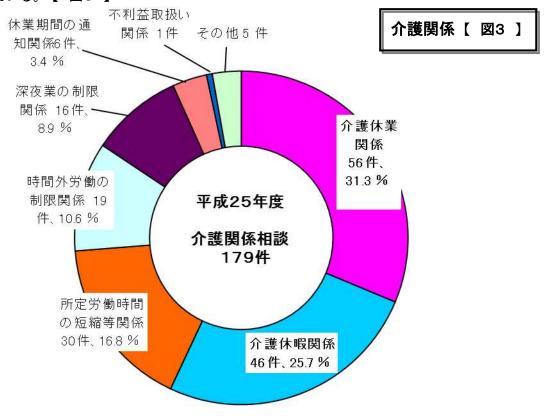


育児・介護休業法に関する相談件数の推移【図1】

○ 相談内容別にみると、育児関係で最も多い相談が「育児休業関係」133件、次いで多いのが「所定労 働時間の短縮等関係(3歳未満)」88件、「子の看護休暇関係」48件の順 となっている。【 図2 】



○ 介護関係では、「介護休業関係」56件、次いで「介護休暇関係」46件、「所定労働時間の短縮等関係」 30件の順となっている。【 図3 】



- 相談のうち、個別の権利に関する相談は92件で、前年度(97件)より減少している。【 表 1 】
- 相談者の内訳をみると、労働者からの相談が61件(66.3%)、事業主からの相談17件(18.5%)、 その他からの相談が14件(15.2%)であった。

表 1 相談のうちの権利に関する相談件数

		22年度	23年度	24年度	25年度		
育児関係			883	559	484	406	
	うち	権利	116	95	96	73	
介護関係		348	189	174	179		
	うち	権利	12	6	1	19	
	合 計		1182	749	658	586	
	うち権利		128	101	97	92	
		うち労働者	93	89	61	61	

- 〇 相談内容別にみると、介護休業や介護休暇を取れないなどの介護関係の相談が19件と、前年度に比べ大きく増加した。そのうち、介護休業の取得に関する「介護休業関係(期間雇用者の介護休業を除く)」 9件、「期間雇用者の介護休業関係」1件、「介護休暇関係」5件となっている。【 表2 】
- 育児関係の相談は73件(前年度96件)で、そのうち、育児休業の取得に関する「育児休業関係(期間 雇用者の育児休業を除く)」24件(前年度36件)と減少している中、「所定労働時間の短縮措置」は18 件と22年度以降で最多となっている。

表2 育児・介護休業等の権利に関する相談件数の推移

相談内容		22年度			23年度			2	25年度							
	育児休業関係(期間雇用者の休 業関係を除く)	31	(26.7	%)	21	(22.1	%)	36 (37.5	%)	24	(32.9	%)
	期間雇用者の育児休業関係	16	(13.8	%)	10	(10.5	%)	11 (11.5	%)	10	(13.7	%)
	子の看護休暇関係	2	(1.7	%)	2	(2.1	%)	1 (1.0	%)	2	(2.7	%)
	育児休業に係る不利益取扱い関係	16	(13.8	%)	19	(20.0	%)	10 (10.4	%)	10	(13.7	%)
	育児休業以外に係る不利益取扱い関係	7	(6.0	%)	2	(2.1	%)	2 (2.1	%)	2	(2.7	%)
	所定外労働の制限関係	3	(2.6	%)	0	(0.0	%)	3 (3.1	%)	0	(0.0	%)
育	時間外労働の制限関係	1	(0.9	%)	0	(0.0	%)	1 (1.0	%)	0	(0.0	%)
児	深夜業の制限関係	2	(1.7	%)	2	(2.1	%)	2 (2.1	%)	2	(2.7	%)
係	所定労働時間の短縮措置等(第 23条)関係	8	(6.9	%)	7	(7.4	%)	7 (7.3	%)	18	(24.7	%)
	所定労働時間の短縮措置等(第 24条)関係	0	(0.0	%)	0	(0.0	%)	1 (1.0	%)	1	(1.4	%)
	労働者の配置に関する配慮関係	9	(7.8	%)	4	(4.2	%)	2 (2.1	%)	2	(2.7	%)
	紛争解決援助制度に係る不利益 取扱い関係	2	(1.7	%)	0	(0.0	%)	1 (1.0	%)	0	(0.0	%)
	休業期間等の通知関係	8	(6.9	%)	5	(5.3	%)	0 (0.0	%)	0	(0.0	%)
	その他	11	(9.5	%)	23	(24.2	%)	19 (19.8	%)	2	(2.7	%)
	小 計	116	(100	%)	95	(100	%)	96 (100	%)	73	(100	%)
	介護休業関係(期間雇用者の休 業関係を除く)	2	(16.7	%)	1	(16.7	%)	0 (0.0	%)	9	(47.4	%)
	期間雇用者の介護休業関係	2	(16.7	%)	0	(0.0	%)	0 (0.0	%)	1	(5.3	%)
	介護休暇関係	1	(8.3	%)	0	(0.0	%)	1 (100.0	%)	5	(26.3	%)
	介護休業に係る不利益取扱い関 係	2	(16.7	%)	0	(0.0	%)	0 (0.0	%)	1	(5.3	%)
介	時間外労働の制限関係	0	(0.0	%)	1	(16.7	%)	0 (0.0	%)	0	(0.0	%)
護	深夜業の制限関係	0	(0.0	%)	0	(0.0	%)	0 (0.0	%)	0	(0.0	%)
関係	所定労働時間の短縮措置等(第 23条)関係	2	(16.7	%)	0	(0.0	%)	0 (0.0	%)	1	(5.3	%)
	所定労働時間の短縮措置等(第 24条)関係	0	(0.0	%)	1	(16.7	%)	0 (0.0	%)	0	(0.0	%)
	紛争解決援助制度に係る不利益 取扱い関係	0	(0.0	%)	0	(0.0	%)	0 (0.0	%)	0	(0.0	%)
	休業期間等の通知関係	1	(8.3	%)	1	(16.7	%)	0 (0.0	%)	0	(0.0	%)
	その他	2	(16.7	%)	2	(33.3	%)	0 (0.0	%)	2	(10.5	%)
	小 計	12	(100	%)	6	(100	%)	1 (100	%)	19	(100	%)
合 計		128	3			10	1			97			92	2		
(相談者の内訳) 労働者から		93	(72.7	%)	89	(88.1	%)	61 (62.9	%)	61	(66.3	%)
	事業主から	26	(28.0	%)	10	(11.2	%)	22 (36.1	%)	17	(27.9	%)
その他から		9	(34.6	%)	2	(20.0	%)	14 (63.6	%)	14	(82.4	%)

2. 沖縄労働局雇用均等室における指導状況

- 144事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち126事業所(87.5%)に対し 552件の是正指導を実施。
- 25年度に是正指導を受けた事業所のうち、105事業所(83.3%)が年度内に是正した。
- 〇 指導事項としては、<u>育児関係では、「育児休業制度」が67件、「所定外労働の制限」が63件、「子の</u> 看護休暇」が60件、介護関係では「介護休暇」が61件となっている。【 表3 】

表3 育児・介護休業法に基づく是正指導件数

項目				年度		25年度				
育児	育児休業制度	88	(23.5	%)	67	(18.9	%)	
	子の看護休暇の制度	81	(21.7	%)	60	(16.9	%)	
	所定外労働の制限	80	(21.4	%)	63	(17.7	%)	
	時間外労働の制限の制度	45	(12.0	%)	53	(14.9	%)	
	深夜業の制限の制度	14	(3.7	%)	10	(2.8	%)	
関係	所定労働時間の短縮措置等(3歳までの子)	40	(10.7	%)	29	(8.2	%)	
环	所定労働時間の短縮措置等(3歳から小学 校就学前まで)	26	(7.0	%)	73	(20.6	%)	
	休業期間等の通知	0	(0.0	%)	0	(0.0	%)	
	小 計	374	(100	%)	355	(100	%)	
	介護休業制度	19	(12.1	%)	19	(14.1	%)	
	介護休暇の制度	75	(47.8	%)	61	(45.2	%)	
介	時間外労働の制限の制度	27	(17.2	%)	25	(18.5	%)	
護	深夜業の制限の制度	14	(8.9	%)	9	(6.7	%)	
関	所定労働時間の短縮措置等(第23条)	20	(12.7	%)	20	(14.8	%)	
係	所定労働時間の短縮措置等(第24条)	2	(1.3	%)	1	(0.7	%)	
	休業期間等の通知	0	(0.0	%)	0	(0.0	%)	
	小 計	157	(100	%)	135	(100	%)	
職業	職業家庭両立推進者					62				
	合 計					552				